

## 区立公園における自動販売機の設置事業者候補者選定に係る募集要項

本募集要項は、荒川区が管理する区立公園において、自動販売機の設置を希望する事業者を公募し、応募者の中から事業者を選定するため、その選定手続きについて、必要な事項を定めるものである。

### 1 募集の趣旨

健康づくり、スポーツ、レクリエーション、コミュニティ活動、防災活動など様々な活用がなされている区立公園について、利便性を高め、魅力の向上につなげるとともに公園の維持管理に必要となる財源を確保するため、清涼飲料水やアイスクリームの自動販売機を設置する。

この設置にあたっては、より質の高い商品を安価に提供できる設置事業者を募集し、公平公正に選定することで、公園利用者の多様なニーズに応える。

### 2 許可要件

自動販売機の設置場所（別添1「配置計画図」参照）、販売種目、許可面積及び台数は下記のとおりとし、一括して自動販売機を設置し、運営管理を行うことができることを要件とする。

なお、募集は、飲料及びアイスクリームの2グループに分け、グループ毎に行うこととする。

#### 【飲料グループ】 6施設 10台

|   | 設置場所     | 所在地              | 販売種目         | 許可面積 | 台数     | R7 売上数  |
|---|----------|------------------|--------------|------|--------|---------|
| 1 | リバーハープ公園 | 南千住四丁目<br>9番5号   | 飲料(缶・ペットボトル) | 2㎡内  | 1      | 9,214本  |
| 2 | 瑞光橋公園    | 南千住八丁目<br>18番1号  | 飲料(缶・ペットボトル) | 2㎡内  | 1      | 11,575本 |
| 3 | 荒川公園     | 荒川二丁目<br>2番3号    | 飲料(缶・ペットボトル) | 2㎡内  | 1      | 10,413本 |
| 4 | 荒川八丁目公園  | 荒川八丁目<br>16番5号   | 飲料(缶・ペットボトル) | 2㎡内  | 1      | 7,271本  |
| 5 | 荒川自然公園   | 荒川八丁目<br>25番3号   | 飲料(缶・ペットボトル) | 2㎡内  | 3      | 18,177本 |
| 6 | 宮前公園     | 東尾久八丁目<br>45番22号 | 飲料(缶・ペットボトル) | 2㎡内  | 2(or3) | 29,968本 |
|   |          |                  | 飲料(紙パック)     | 2㎡内  | 1(or0) | 4,436本  |

#### 【アイスクリームグループ】 3施設 5台

|   | 設置場所    | 所在地              | 販売種目    | 許可面積 | 台数 | R7 売上数  |
|---|---------|------------------|---------|------|----|---------|
| 1 | 荒川自然公園  | 荒川八丁目<br>25番3号   | アイスクリーム | 2㎡内  | 3  | 14,509本 |
| 2 | 荒川二丁目公園 | 荒川二丁目<br>58番2号   | アイスクリーム | 2㎡内  | 1  | 未設置     |
| 3 | 日暮里南公園  | 東日暮里五丁目<br>19番1号 | アイスクリーム | 2㎡内  | 1  | 未設置     |

### 3 参加資格

- (1) 過去5年間に公共施設等への自動販売機(参加グループに対応する販売品目)の設置実績があること。
- (2) 東京都内区部で販売・営業活動を行う本・支社又は営業所があること。
- (3) 最近3年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から10年を経過しない者の統制下にある企業等ではないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者ではないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札に係わる契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等)に該当しないこと。
- (8) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (9) 商品販売に必要な営業許可を取得していること。

### 4 設置に係る条件等

|                  |  |
|------------------|--|
| (1) 公園施設設置許可     | 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第2項の規定による公園施設の設置許可とする。  |
| (2) 許可期間         | 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで(3年間)<br>(自動販売機の搬入及び設置は、区と協議した上で行うため、許可期間が数日前後する場合がある)<br>なお、公募実施日以降に当部が飲料自動販売機の設置が必要と判断した施設については、事業者と協議の上、対象に加える。その場合の期間は、令和11年9月30日までとする。   |
| (3) 自動販売機本体・販売品目 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・寸法については許可面積以内に収まるものとする。</li> <li>・転倒防止対策について、具体的な対策を必ず講じること。</li> <li>・設置に当たって「自動販売機の据付基準(JIS規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル(日本自動販売機工業会作成)」を遵守した措置を講じるものとする。</li> <li>・キャッシュレス決済が可能(紙パックは除く)かつフロンを排出しない等環境に配慮した機種(アイスは除く)とする。</li> <li>・飲料自動販売機については、災害などでライフラインが途絶えた際に無料で飲料を提供できるように切り替えられる災害対応型自販機(バッテリー内蔵型)を必須とする。</li> <li>・販売品目について、飲料自動販売機は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の清涼飲料水、アイス自動販売機は、包装されたアイスクリーム類(アイスクリーム、アイスマルク、ラクトアイス、氷菓)とする。</li> <li>・商品の販売価格は、メーカー希望小売価格を上回らないこと。</li> </ul> |
| (4) 品質・衛生管理      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフによる定期点検及び清掃、また、自動販売機に併設して、販売する品目の容器の種類に応じた空容器回収箱を設置の上、容器包装リサイクル法など関係法令に基づいて適切に回収し、処理することを必須とする。</li> <li>・販売する商品は、「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要項」(業界自主基準)等を遵守するとともに、自動販売機内の洗浄などの衛生管理に万全を尽くすものとする。</li> </ul>  |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| <p>(5) 設置事業者が負担する経費及び納入方法</p> | <p>ア 使用料<br/> 月額使用料<br/> 設置事業者が設置した自動販売機の月ごとの売上金額（消費税及び地方消費税含む）に、設置事業者が提示した使用料率を乗じて得た額の合計をもって月額使用料とする。<br/> 最低使用料<br/> 自動販売機毎の使用料が、最低使用料を下回る場合には、設置業者は最低使用料を支払うこと。<br/> 納入方法<br/> 四半期毎に区が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入すること。</p> <p>イ 電気料金<br/> 電気料金は子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて得た額とし、四半期毎に区が発行する納入通知書により、指定する期限までに納入すること。</p> <p>ウ 設置及び撤去費用<br/> 設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。</p> |
| <p>(6) その他遵守事項</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと。</li> <li>・販売品の搬入・廃棄物の排出時間及び経路については、区の指示に従うこと。</li> <li>・機種の変更等を行う場合は、予め区に申し出た上で、区の承諾を受けること。</li> <li>・自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。</li> <li>・保健所への手続きを要する商品の自動販売機を取り扱う場合は、速やかに保健所へ届け出ること。</li> <li>・その他必要な法令を遵守すること。</li> </ul>  |
| <p>(7) 許可の取消し又は変更等</p>        | <p>次に該当するときは、許可を取消又は変更することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用財産を区において事業上必要とするとき。</li> <li>・設置事業者が、許可条件に違反したとき。</li> <li>・設置事業者が応募の資格を失ったとき。</li> </ul>   |
| <p>(8) 原状回復</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置事業者は、許可期間が満了又は上記の規定により許可が取り消された場合には、直ちに許可を受けた財産を原状回復し、返還しなければならない。</li> <li>・原状回復に要する費用は、一切設置事業者の負担とする。</li> <li>・設置事業者は、使用財産を返還するに当たっては、3か月前までに書面をもって区に届け出て、その承認を得なければならない。</li> </ul>  |
| <p>(9) 損害賠償等</p>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置事業者は、その責に帰する事由により、区又は第三者に損害（食中毒等）を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。</li> <li>・設置事業者は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は設置事業者が負担とする。</li> <li>・区は、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、区の責によることが明らかな場合を除き、その一切の責任を負わない。</li> </ul>  |

## 5 申込方法

### (1) 提出書類・提出方法

参加申込期限までに以下の書類を問い合わせ先に記載したメールアドレス宛てに提出し、送信後問い合わせ先に確認の連絡をすること。（～ は写しの提出でも可）

参加申込書（第1号様式）

事業者概要（第2号様式）

法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書(直近1か年、発行日から3か月以内のもの)  
法人の商業登記事項証明書

定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

(2) 申込期限

令和8年6月25日(木)正午まで

(3) 申込の取り下げ

参加申込後に辞退する場合は、「辞退届(第4号様式)」を提出すること。

6 質問回答

本公募に関する質問及び回答は、次により行う。

(1) 受付期間及び方法

令和8年6月25日(木)から令和8年6月29日(火)10時まで

問い合わせ先に記載したメールアドレス宛てに質問票(様式第3号)を提出する。件名は「自動販売機公募質問(事業者名)」とすること。

(2) 回答

参加申込書を提出した事業者に対し、原則として令和8年7月2日(木)17時までに電子メールにて回答を送付する。

7 提案書の提出方法

本公募要項を踏まえて以下の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類 A4判縦長に綴り、提出すること。

区立公園自動販売機設置提案書【様式第5号-1~8】

設置する自動販売機の形状や機能、仕様等が記載されたカタログ等の書類

(2) 提出方法・提出先

荒川区役所北庁舎2階 防災都市づくり部土木管理課占用係へ原則持参とする。

(3) 提出期限

令和8年7月16日(木)17時まで(必着)

(4) 作成に当たっての留意点

上記、いずれも、原本1部、副本3部を提出すること。なお、提出書類の返還は行わない。各様式について、事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載は原本のみとする。副本には記載しない又はマスキング等を施し、事業者が特定できないようにすること。

提出書類に虚偽が認められた場合は、応募資格を失うものとする。

8 現地確認

自動販売機設置場所の現地確認は、事前に下記問い合わせ先に電話連絡すること。

9 設置事業者候補者の選定

(1) 審査方法

提出された提案書の内容について審査し、飲料グループ、アイスクリームグループ各々最も評価の高い事業者を候補者として選定する。

(2) 結果通知及び公表

審査結果は、提案書を提出した全事業者に対して、令和8年8月下旬(予定)に書面により通知するとともに、区ホームページへの掲載により公表する。

10 問い合わせ・書類等提出先

荒川区防災都市づくり部土木管理課占用係 【担当】松本

【住 所】〒116-8501 荒川区荒川2-11-1 荒川区役所北庁舎2階3番窓口

【電 話】03-3802-4872 【F A X】03-3802-6230

【E-mail】senyo@city.arakawa.lg.jp